

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日	
条例の題名	三重県災害救助基金管理条例		公 布 日	昭和23年8月16日
条 例 番 号	昭和23年三重県条例第25号		直 近 改 正 日	昭和31年10月1日
所管部局課	健康福祉部健康福祉総務課		電 話 番 号	059-224-2238
条例の概要	災害救助法第37条に基づき都道府県が積み立てて置かなければならない災害救助基金の管理について定める			条例の 類型 財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	災害救助法第37条により、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	災害時における災害救助法に基づく救助の財源として活用している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	災害救助法第37条～第43条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	法律および条例に基づき事務手続を実施している。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	災害救助法第37条により、同法に基づく救助の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。		無
				有効期限に関する規定の有無 無